

運転経歴証明書の保有者の方に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 運転経歴証明書の保有者の方は、「**運転経歴証明書交付済シール**」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できる**ようになりました。
- ★ 高齢者運転免許自主返納サポート加盟店舗に、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方**については、運転経歴証明書を提示しなくても、**割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。**

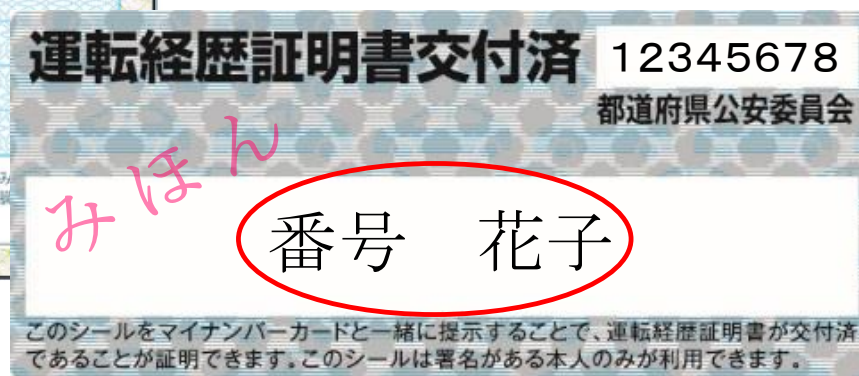
シールの見方

- 1 シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- 2 シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。**
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- 3 **シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード

シールはマイナンバーカードと一緒に提示されます



シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！

警察庁

神奈川県警察

運転経歴証明書についてお問い合わせ：神奈川県警察運転免許センター 045-365-3111・管轄警察署の交通総務係
高齢者運転免許自主返納サポート制度についてのお問い合わせ：神奈川県警察交通総務課 045-211-1212